

わっしょい和んさか吉備高原フェスタ 出店説明書

- 1 祭り開催日時 令和7年10月5日(日)午前10時～午後3時30分(雨天決行)
- 2 出店場所 吉備高原都市センター区さんさん広場周辺特設会場
(吉備中央町吉川 4860-6)
- 3 祭りの目的 来場者に町の特産品、観光資源、吉備高原都市等をPRすることで、吉備中央町の魅力を発信し、来た人みんなが楽しめるイベントにすること。
- 4 出店スペース テントは、主催者で用意します。(テントの広さ：間口2間×3間)
※出店場所は、主催者側で指定させていただきます。
※1団体1テントまでとさせていただきます。
※抽選は出店説明会で受付した順に行います。

5 使用器具、備品

- (1) 下記のものは主催者側で準備しますので、「出店申込書」に必要な数量及び事項をご記入ください。なお、テント・机・椅子の数量は、必要最小限でお申込みください。

- ①テント(2間×3間)
 - ②電気コンセント(100V)：使用器具及び使用器具ワット数も必ずご記入ください。
※電気設備については申込された電気容量の範囲内で使用してください。
 - ③机・椅子

(2) 火気・ガス器具の使用

ガスコンロやガスボンベは、出店団体で各自準備してください。

火気・ガス機器を使用する団体は、消火器の設置を必ずお願いいたします。当日、消火器をお忘れの場合は、ご自身で消火器を設置するまで出店できません。

加えて、下記の事項に留意してください。

- ①火を使用しての調理は火災に十分注意し、テント、備品、建物、路面、芝生等に引火したり油で汚れたりしないよう、不燃性のもので養生してください。
- ②周囲の出店者に煙で迷惑が掛からないよう配慮してください。
- ③プロパンガスの使用規定を守り、ガス管は強化ゴムホースを止め金具で止め、消防上危険のないようにしてください。
- ④火気使用の場合は、別添露店等開設時のチェックポイントを確認するとともに、催物等における火器使用図を参照してください。なお、火器使用図とプロパンボンベなどの配置が異なる場合は事務局まで配置図をご提出ください。

6 出店に当たっての諸注意

- (1) 分煙対策として、喫煙スペース以外は禁煙とします。出店テント内やその付近で喫煙することのないようご協力をお願いします。
- (2) 材料費等の補助はできませんのでご了承ください。
- (3) 未成年者への酒類の販売は禁止します。また、ドライバーへの飲酒は勧めないよう注意してください。
- (4) 水は各自で用意してください。やむを得ず不足する場合には、別途用意する共同給排水所（シンク有：1か所のみ）の水道を使用してください。また、この共同給排水所及び会場内の水道施設には水以外の液体は流さないよう注意してください。
- (5) 営業時間は、午前10時～午後3時30分までです。
※途中で売り切れた場合も、午後3時30分までは店を開けておいてください。
- (6) 商品搬入、飾り付けの後は、必ず清掃して開店してください。
- (7) 閉店後は後片付けをお願いします。

7 出店費について

- (1) 出店費 1テント当たり 3,000円 とします。
- (2) 出店費は、出店団体説明会にて集金いたします。

8 搬入・搬出について

- (1) 搬入・搬出時間
【前日】10月4日（土） 搬入時間：午後3時 ～ 午後5時
【当日】10月5日（日） 搬入時間：午前7時30分 ～ 午前9時
搬出時間：午後3時30分 ～
- (2) 和んさかふるさと市（出店場所）には、専属夜間警備員を配置し、前日の搬入を可能（食材は不可）とします。当日搬入時の混雑を解消するために、器具等はなるべく前日に搬入してください。
- (3) 道の譲り合いにご配慮いただき、車両は、荷下ろし荷積みが済み次第速やかに場外に移動し、指定の場所に順に駐車してください。また、スムーズな作業ができるよう小型車両を使用するなどご協力ください。
- (4) 事故等にならないよう万全の注意をお願いします。
- (5) 荷下ろしの際、ゴミや液がこぼれる恐れのある物は事前にビニールシートを敷くなどして汚れ防止に努めてください。
- (6) 搬出の際は、ゴミ・空き箱・汁物・油物等各自で責任を持って持ち帰ってください。
（会場内のごみ箱は来場者用ですから使用しないでください。）

9 駐車場について

- (1) 出店関係者の車（運搬車両も含む）は、後日連絡する指定駐車場をご利用ください。
- (2) 駐車場出入り時及び駐車中は搬入車両フロントのよく見える位置に許可証を必ず掲示してください。
- (3) 駐車スペースには限りがあります。来場の際はなるべく乗りあわせて頂き、最小限の台数となるようご協力ください。なお、許可証は各出店団体2台までとします。

10 食品衛生について

- (1) 食品販売関係の保健所への届け出は、事務局で一括して行いますので、「出店計画書」に必要事項を記入して提出してください。また、保健所との協議で、具体的な注意がある場合には該当団体に別途お知らせします。
- (2) 会場内の共同給排水所に石鹼を用意いたしますので、手洗いなど保健衛生面に十分注意してください。
- (3) 容器・包装に入れられた加工食品（山菜おこわ、ばら寿司など）、餡餅等の販売については、食品衛生法または保健所の指導に基づき、保健所長の許可を受けた施設、またはこれらの施設と同等の設備を有する施設において調理・製造されたものに限りです。また、「本日中にお召し上がりください」等、注意喚起の表示をしてください。
- (4) 米の炊飯は、保健所長の許可を受けた施設、またはこれらの施設と同等の設備を有する施設で行ってください。

※食中毒予防の三原則、「清潔」・「迅速または冷却」・「加熱」を必ず守ってください。

12 その他

- (1) 和んさかふるさと市は、スペースの都合上、出店できるテント数に限りがあります。出店希望がテント数を上回る場合には、やむを得ず抽選となる場合がありますのでご了承ください。